

令和 8 年 4 月 臨時議會

全 員 協 議 会 資 料

令和 8 年 4 月 2 日 開催

目 次

(頁)

1. 提出案件数一覽表	3
2. 提出議案一覽表	4
3. 条例案件	5

提出案件数一覧表

区 分	件 数
1 条 例	2 (一部改正 2)
計	2

令和 8 年 4 月 臨時議会 提出議案一覧表

令和 8 年 4 月 9 日

第 4 9 号議案 犬山市税条例の一部改正について

第 5 0 号議案 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について

《一部改正》

○ 犬山市税条例の一部改正について（第49号議案）

【趣旨】

地方税法等^{*}の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

※ 地方税法（昭和25年法律第226号）

地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）

【内容】

主な改正点は以下のとおり。

1. 軽自動車税関係

(1) 環境性能割の廃止（第20条の3、第73条から第82条まで関連）

令和7年度末をもって軽自動車税環境性能割が廃止されるのに伴い、不要な規定を削除するほか、軽自動車税種別割の名称を軽自動車税に改めるなど、所要の改正を行う。

（影響額等）

環境性能割の廃止に伴う減収分は、安定財源が確保されるまでの間、国庫負担による補填がなされるため影響は無い。

2. 固定資産税関係

(1) 固定資産税の免税点の見直し（第58条関連）

家屋に係る免税点を20万円から30万円に

償却資産に係る免税点を150万円から180万円に

それぞれ引き上げるもの。

※土地に係る免税点は、現行のまま（30万円）とする。

（影響額等）

家屋 274名 939,598円減

償却資産 42名 957,576円減

(2) 固定資産税等の「わがまち特例」^{※1}の見直し

（附則第10条の2関連）

① 改修特別特定建築物を、新たにわがまち特例の対象資産とし、固定資産税及び都市計画税額を1/3相当額を減額する

② 再生可能エネルギー発電施設の対象資産を整理し、固定資産税の課税標準の特例割合は1/2から3/4の範囲とする。

ほか、地方税法の改正により生じた項ズレを改正する。

（次ページにつづく）

※1 わがまち特例は、従来法律で一律に定めていた課税標準や税額の特例割合を地方税法の定める範囲内で市の自主判断で定めるもの。平成24年度税制改正より導入

3. 市民税関係

(1) 住宅借入金等特別税額控除の適用期限延長に伴う改正

（附則第7条の3、附則7条の3の2、附則第16条の3から附則第17条、
附則第18条、附則第18条の3、附則第18条の4、
附則第18条の4の2関連）

住宅借入金等特別税額控除に関し、所得税から控除しきれない分を翌年の住民税から控除(所得税の課税総所得金額等の額の5%(控除額の最高は9.75万円)しているが、この措置を5年間延長し、令和12年までに居住開始した場合においても対象とするほか、引用条文のズレを改めるなど、所要の改正を行う。

(影響額等)

適用期限延長に伴う減収分は、全額国庫負担による補填がなされるため影響は無い。

(2) 特定暗号資産に係る所得課税の見直しに伴う改正

(附則第18条の3の4関連)

特定暗号資産に係る所得課税方式が、総合課税から分離課税に改められるのに伴い、市民税の課税の特例を規定する。

【施行日】

公布の日

ただし、2の(1)は令和9年4月1日、3の(1)の附則第7条の3の2のうち適用期限の延長の部分は令和9年1月1日、3の(2)は金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日を施行日とする。

《一部改正》

○ 犬山市国民健康保険税条例の一部改正について（第50号議案）

【趣旨】

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、条例の一部を改正するもの。

【内容】

・令和8年度税制改正大綱に基づく地方税法施行令の改正によるもの

- ① 国民健康保険税課税限度額に係る基礎課税額分の引き上げと子ども・子育て支援納付金課税額分の新設

	基礎課税額分	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付分 課税額	子ども・子育て 支援納付金課税額	合 計
改正前	66万円	26万円	17万円	—	109万円
改正後	<u>67万円</u>	26万円	17万円	<u>3万円(新設)</u>	<u>113万円</u>
差 額	1万円	—	—	3万円	4万円

※ 課税限度額の推移

	基礎課税額	後期高齢者 支援金等課税額	介護納付金 課税額	子ども・子育て 支援納付金課税額	合 計
令和4年度	63万円	19万円	17万円	—	99万円
令和5年度	65万円(2万円)	20万円(1万円)	17万円	—	102万円(3万円)
令和6年度	65万円	24万円(4万円)	17万円	—	106万円(4万円)
令和7年度	66万円(1万円)	26万円(2万円)	17万円	—	109万円(3万円)
令和8年 4月臨時議会	67万円(1万円)	26万円	17万円	3万円(新設)	113万円(4万円)

※ () 内は前年度からの増額分

- ② 国民健康保険税（均等割額・平等割額）の軽減判定所得の基準額の拡大
（5割軽減・2割軽減の算定における被保険者数に乗ずる金額の引き上げ）

※ 軽減判定所得の基準額が引き上げられるため、軽減対象者は増加する。

	改正後	改正前
7割軽減 判定所得	43万円+（給与所得者等の数-1）×10万円 以下	
5割軽減 判定所得	43万円 +（給与所得者等の数-1）×10万円 +（ <u>31.0万円</u> ×被保険者数） 以下	43万円 +（給与所得者等の数-1）×10万円 +（ <u>30.5万円</u> ×被保険者数） 以下
2割軽減 判定所得	43万円 +（給与所得者等の数-1）×10万円 +（ <u>57万円</u> ×被保険者数） 以下	43万円 +（給与所得者等の数-1）×10万円 +（ <u>56万円</u> ×被保険者数） 以下

（次ページにつづく）

※ 軽減判定所得の基準額（被保険者数に乗ずる金額）の推移

	5割軽減	2割軽減
令和4年度	28.5万円	52.0万円
令和5年度	29.0万円(0.5万円)	53.5万円(1.5万円)
令和6年度	29.5万円(0.5万円)	54.5万円(1.0万円)
令和7年度	30.5万円(1.0万円)	56.0万円(1.5万円)
令和8年 4月臨時議会	31.0万円(0.5万円)	57.0万円(1.0万円)

※（ ）内は改正前からの増額分

【改正の影響（令和8年3月3日時点での状況で試算）（全体の世帯数：9,478世帯）】

① 国民健康保険税課税限度額に係る基礎課税額分の引き上げと子ども・子育て支援納付金課税額分の新設

・ 課税限度額超過世帯数

	改正後	改正前	改正後－改正前
基礎課税額	143 世帯	147 世帯	-4 世帯
後期高齢者支援金等課税額	142 世帯	142 世帯	0 世帯
介護納付金課税額	128 世帯	128 世帯	0 世帯
子ども・子育て支援納付金課税額	70 世帯	－ 世帯	70 世帯
合計	483 世帯	417 世帯	66 世帯

② 国民健康保険税（均等割額・平等割額）の軽減判定所得の基準額の拡大

・ 軽減世帯数

	改正後	改正前	改正後－改正前
7割軽減世帯	2,552 世帯	2,552 世帯	0 世帯
5割軽減世帯	1,248 世帯	1,218 世帯	30 世帯
2割軽減世帯	1,047 世帯	1,022 世帯	25 世帯
合計	4,847 世帯	4,792 世帯	55 世帯

・ 軽減額

	改正後	改正前	改正後－改正前
7割軽減世帯	153,062,945 円	153,062,945 円	0 円
5割軽減世帯	61,036,427 円	59,691,690 円	1,344,737 円
2割軽減世帯	20,767,442 円	20,150,805 円	616,637 円
合計	234,866,814 円	232,905,440 円	1,961,374 円

※ 国民健康保険税の軽減額については、国民健康保険基盤安定負担金（税軽減分）が交付される。

国民健康保険税軽減額 1,961,374 円
 （負担割合） 県：3/4 1,471,030 円
 市：1/4 490,344 円

【施行日】

公布の日

ただし、改正後の規定は令和8年4月1日から適用